

益子町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (17年度末)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 B/A	(参考) 16年度の人件費率
17年度	人 25,448	千円 6,696,796	千円 172,148	千円 1,472,684	% 22.0	% 21.4

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数(A)	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
17年度	人 152	千円 634,278 (613,778)	千円 74,172 (62,879)	千円 250,302 (247,405)	千円 958,752 (924,062)	千円 6,308 (6,079)	千円 6,089

(注)1 普通会計決算に基づく数値のため、特別会計(公共下水道事業特別会計(4人)、農業集落排水事業特別会計(1人)、国民健康保険特別会計(5人)、老人保健特別会計(1人)および介護保険特別会計(5人))に係る職員数および給与費は含まれていない。また、町長・助役・収入役・教育長の給与費等も含まれていない。

2 「職員手当」には退職手当は含まれていない。

3 「職員数」は17年4月1日現在の一般職員数である。

4 「給与費」および「一人当たりの給与費」について、地方財政状況調査に基づくため一般職員ではない臨時職員の給与等も含まれている。そのため、一般職員152人における「給与費」および「一人当たりの給与費」を()書きとした。

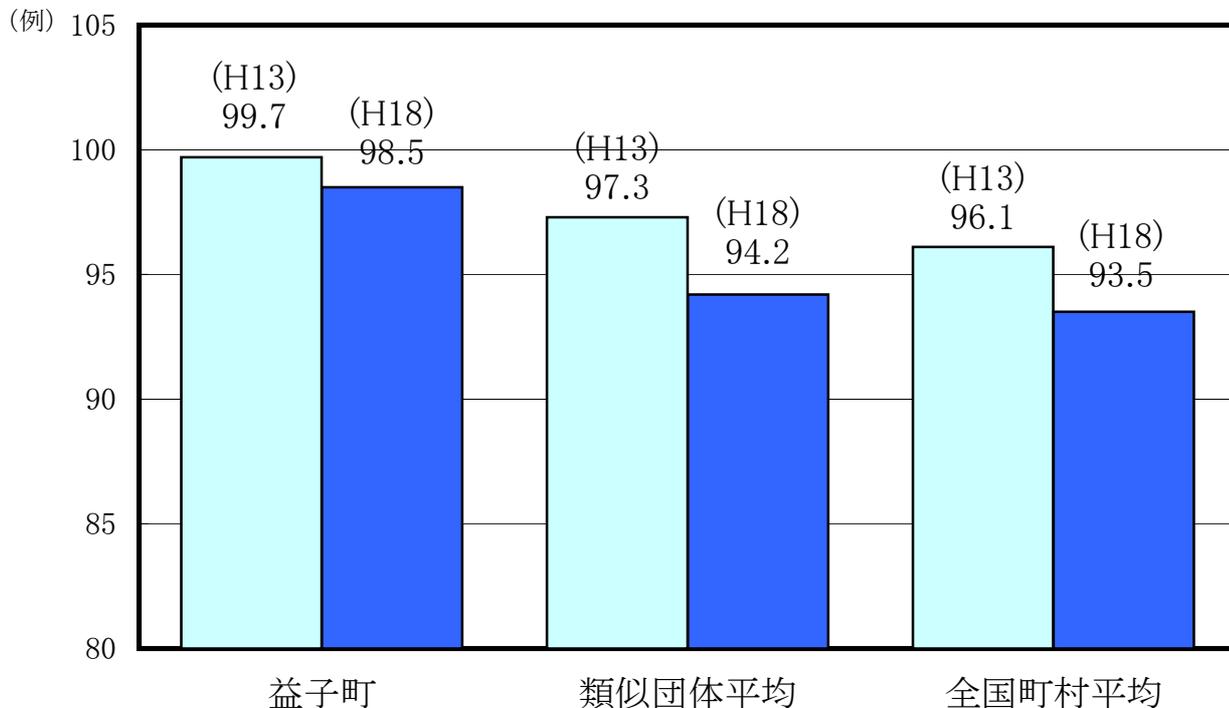
5 「類似団体平均一人当たり一人当たり給与費」とは、人口規模、産業構造が類似している団体の給与費を単純平均したものである。

(3) 特記事項

○17年度から管理職手当の支給率抑制を行っている(支給率:10~12%→5~6%)。

○18年度は収入役を空席としている。

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 「ラスパイレス指数」とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

益子町では、人事委員会を設置していないため記載事項なし。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（18年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
益子町	42.5 歳	343,108 円	373,433 円	361,250 円
栃木県	43.3 歳	357,341 円	440,094 円	399,383 円
国	40.4 歳	328,477 円	—	381,212 円
類似団体	43.1 歳	335,657 円	388,967 円	368,293 円

②税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
益子町	40.6 歳	325,446 円	376,400 円	342,292 円
栃木県	43.9 歳	358,020 円	442,839 円	401,094 円
国	42.2 歳	391,111 円	—	449,945 円
類似団体	40.1 歳	312,241 円	382,530 円	340,446 円

③看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
益子町	33.6 歳	250,313 円	263,513 円	253,488 円
栃木県	39.0 歳	328,494 円	398,237 円	355,347 円
国	37.6 歳	292,549 円	—	325,290 円
類似団体	40.3 歳	301,787 円	345,445 円	312,517 円

④技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
益子町	51.6 歳	313,076 円	331,844 円	324,981 円
うち、学校給食員	48.9 歳	309,186 円	320,051 円	315,757 円
うち、自動車運転手	54.10 歳	327,450 円	363,046 円	350,075 円
うち、その他の技能労務職	52.2 歳	310,050 円	327,618 円	321,400 円
栃木県	47.5 歳	340,420 円	394,037 円	372,201 円
国	48.4 歳	286,500 円	—	318,595 円
類似団体	49.1 歳	279,800 円	299,567 円	293,064 円
民間事業者平均	52.2 歳	—	343,347 円	—

(注)1 「平均給料月額」とは、18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの4月に支給されたすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

3 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベース(給料+扶養手当+住居手当+管理職手当。なお、益子町では支給していない地域手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特勤手当および初任給調整手当も加算の対象となっている)で再計算したものである。

4 薬剤師・医療技術職(管理栄養士)及びその他の教育職に属する職員については、県、国および類似団体のデータがないため掲載を割愛した。

(2) 職員の初任給の状況（18年4月1日現在）

区 分		益子町	栃木県	国
一般行政職	大学 卒	159,700 円	176,800 円	183,800 円
	高校 卒	138,400 円	142,800 円	138,400 円
技能労務職	高校 卒	135,600 円	138,400 円	—
	中学 卒	127,700 円	127,700 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（18年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	268,500 円	327,500 円	386,500 円
	高 校 卒	238,900 円	276,800 円	307,700 円
技能労務職	高 校 卒	216,100 円		244,700 円
	中 学 卒			

(注)1 近似のデータがない場合は空白となっている。

2 一般行政職(高校卒)において、「経験年数10年」の職員は経験年数12年の職員データを、「経験年数15年」の職員は経験年数14年の職員データを、「経験年数20年」の職員は経験年数18年の職員データとなっている。

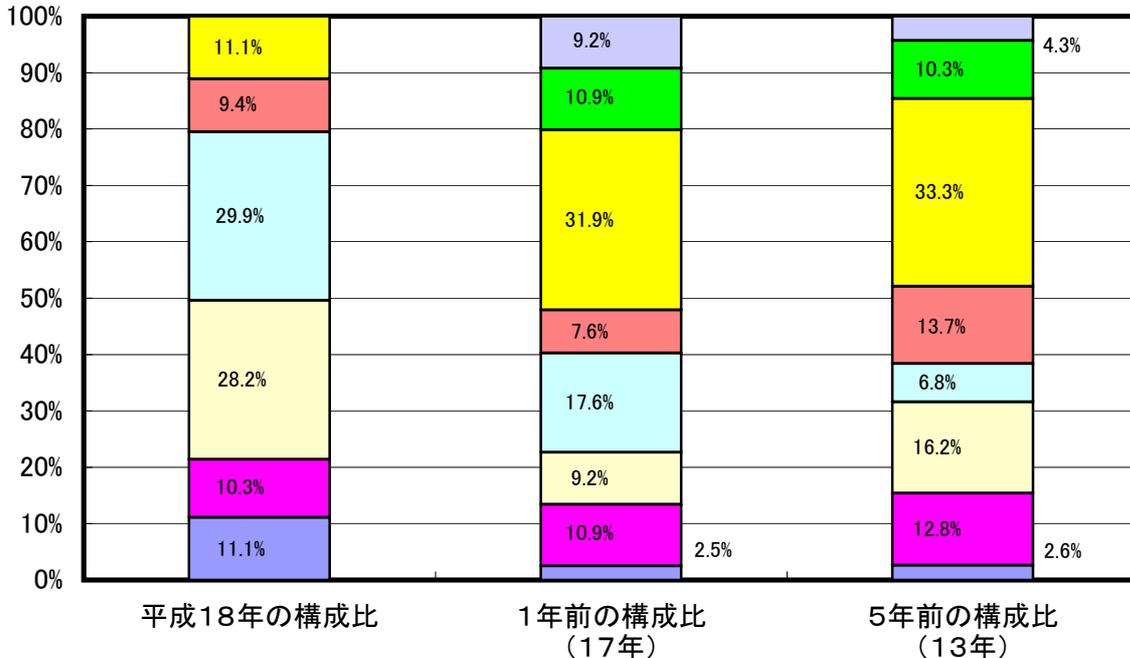
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（18年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	参考:技能労務職を除いた全職種	
				職員数	構成比
6級	課長・室長・主幹	13 人	11.1 %	14 人	9.9 %
5級	主幹・課長補佐・室長補佐	11 人	9.4 %	12 人	8.5 %
4級	副主幹・係長・主査	35 人	29.9 %	41 人	29.1 %
3級	係長・主査・主任	33 人	28.2 %	37 人	26.2 %
2級	主任	12 人	10.3 %	18 人	12.8 %
1級	主事・技師・保健師・管理栄養士・看護師・主事補・技師補	13 人	11.1 %	19 人	13.5 %
合計		117 人	100.0 %	141 人	100.0 %

(注)1 益子町一般職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による、地方公務員実態調査でいうところの一般行政職員のみ職員の数である。

2 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年度より8級制から6級制に変更している(旧給料表の1級および2級、ならびに4級及び5級をそれぞれ統合)。

平成18年度から	1級	2級	3級	4級	5級	6級		
平成17年度以前	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級

(2) 昇給期間短縮の状況

区 分	17年度	16年度
職員数(全職種) A	168 人	171 人
普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 B	21 人	32 人
比率 B/A	12.5 %	18.7 %

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

益子町	栃木県	国
1人当たり平均支給額(17年度) 1,598 千円	1人当たり平均支給額(17年度) 1,848 千円	—
(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当 (18年4月1日現在)

益子町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算) (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 86 千円 21,709 千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)

(注) 「退職手当の1人当たり平均支給額」は、17年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

益子町では、地域手当の支給対象地域ではないため支給実績なし。

(4) 特殊勤務手当 (18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)	支給実績なし			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)				円
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)				%
手当の種類(手当数)	3			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
	感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する作業に従事した職員	感染症の予防業務	日額 1,000円	
	行旅病等死体収容に従事した職員	死体収容業務	1体 3,000円	
	町税の賦課および徴収に関する事務に従事した職員(現在は、支給を凍結中)	税務事務	1月 1,500円	

(5) 時間外勤務手当

区分	17年度決算額	16年度決算額
支給実績	15,343 千円	18,810 千円
職員1人当たり平均支給年額	109 千円	135 千円

(6) その他の手当（18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	○配偶者が扶養親族である場合 配偶者 13,000円 2人目まで 6,000円 3人目以降 5,000円 ○配偶者が扶養親族でない場合 1人目 6,500円 2人目 6,000円 3人目以降 5,000円 ○配偶者がいない場合 1人目 11,000円 2人目 6,000円 3人目以降 5,000円 ○加算措置 満16歳到達年度の4月から満22歳到達後の3月までの子1人につき、5,000円を加算。	同		20,051 千円	217,946 円
住居手当	○持ち家の場合 新築または購入の日から5年を経過するまで 2,500円 ○借家の場合 ・家賃23,000円以下 家賃額－12,000円 ・家賃23,000超～55,000円未満 (家賃額－23,000円)×1/2 +11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円	同		4,930 千円	205,417 円
通勤手当	通勤距離(片道2km以上)区分に応じ支給 3,000～21,000円 など	同		10,270 千円	69,390 円
管理職手当	管理職員(課長・課長補佐級)に対し支給 給料月額×10～12% (17年度から支給率抑制 5～6%)	同		7,612 千円	292,777 円
管理職員特別勤務手当	週休日等の緊急必要時等における勤務に対し支給 5,000～6,000円	同		0 千円	0 円
日直手当	週休日等における日直勤務に対し支給 4,200円(年末年始8,400円)	同		1,058 千円	11,504 円

(注) 管理職員特別勤務手当については、17年度の支給実績なし。

5 特別職の報酬等の状況（18年4月1日現在）

区分			給料月額等			
			(参考)類似団体における最高/最低額			
給料	町 助 収 入	長	675,000 (727,000)	円	931,000 円 /	514,000 円
		役	549,000 (591,000)	円	768,000 円 /	461,000 円
		役	513,000 (552,000)	円	650,000 円 /	425,000 円
報酬	議 副 議	長	315,000 (350,000)	円	452,000 円 /	271,000 円
		長	261,000 (290,000)	円	372,000 円 /	213,300 円
		員	230,000 (255,000)	円	340,000 円 /	192,600 円
期末手当	町 助 収 入	長	(18年度支給割合)			
		役	3.35	月分		
退職手当	議 副 議	長	(18年度支給割合)			
		長	3.35	月分		
退職手当	町 助 収 入	長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
		役	給料月額×在職月数×550/100÷12		14,850,000 円	任期毎
		役	給料月額×在職月数×330/100÷12		7,246,800 円	任期毎
		役	給料月額×在職月数×310/100÷12		6,361,200 円	任期毎
備 考						

- (注) 1 特別職における給料および報酬について、17年4月1日から支給の抑制措置を行っている。給料および報酬の()内は、抑制措置を行う前の条例上の支給金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

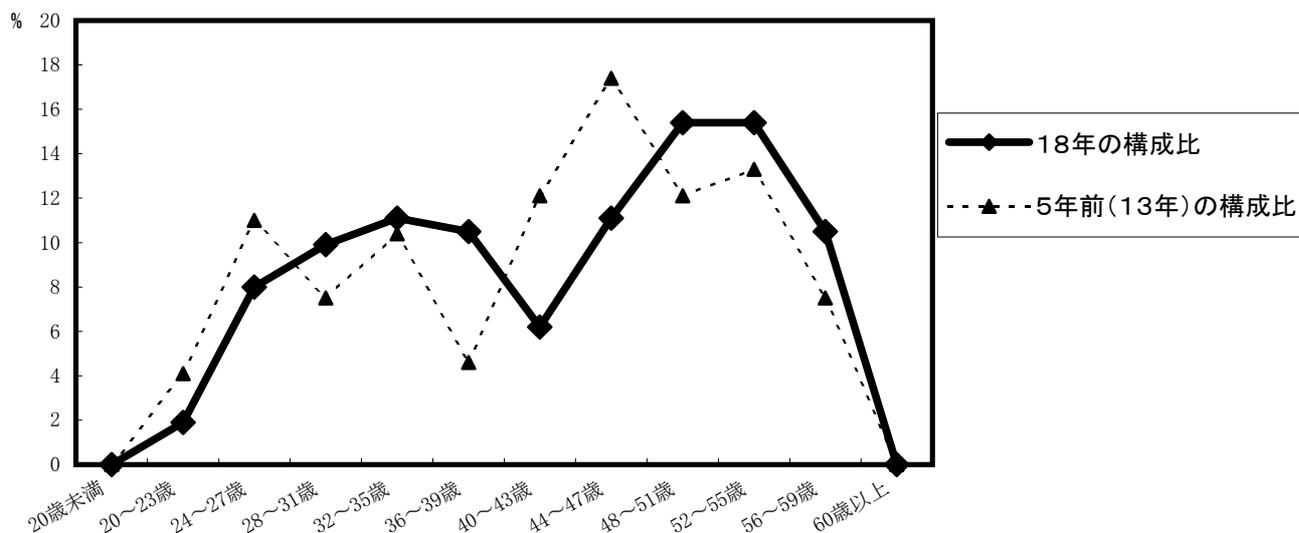
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成18年	平成17年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	印刷業務欠員不補充 地籍調査体制見直しによる減 (財)益子町観光振興公社への派遣終了による減 事務分担の見直しによる減
		総務	29	30	-1	
		税務	13	13	0	
		農林水産	17	18	-1	
		商工	4	5	-1	
		土木	11	11	0	
		民生	10	10	0	
		衛生	16	17	-1	
	計	103	107	-4	参考 人口1,000人当たり職員数 4.05 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 6.63 人)	
	教育部門	42	46	-4	事務分担の見直し、給食調理業務・学校公仕欠員を臨時職員で対応のため減	
小計	145	153	-8	参考 人口1,000人当たり職員数 5.70 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 8.61 人)		
公営企業等	下水道	5	5	0	介護包括支援センター発足による増	
	その他	13	11	2		
	小計	18	16	2		
合計		163	169	-6	<参考> 人口1,000人当たり職員数 6.41 人	

- (注) 1 「職員数」は一般職に属する職員数であるため教育長は含まれているが、芳賀中部上水道企業団派遣職員については含まれていない。
- 2 []内は、条例定数の合計である。
- 3 「人口1,000人当たりの職員数」の基礎となる人口は、18年3月31日現在の住民基本台帳人口(25,448人)である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (各年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
18年	0人	3人	13人	16人	18人	17人	10人	18人	25人	25人	17人	0人	162人
5年前(13年)	0人	7人	19人	13人	18人	8人	21人	30人	21人	23人	13人	0人	173人

(注) この表における職員数は、教育長を除いた一般職員数となっている。

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
169人	155人	14人	8.3%

(注) 「職員数」は一般職に属する職員数であるため教育長は含まれているが、芳賀中部上水道企業団派遣職員については含まれていない。②も同じ。

(参考) 益子集中改革プランにおける定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	14人(純減率8.3%)の職員削減

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況 (実績) の概要

(各年4月1日現在)

部門	区分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年～18年計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	計画完成時		
一般行政	職員数	107	103	101	100	99	99	—	99
	増減		-4	-2	-1	-1	0	-4(50.0%)	-8
教育	職員数	46	42	40	39	39	39	—	39
	増減		-4	-2	-1	0	0	-4(57.1%)	-7
公営企業等会計	職員数	16	18	17	17	17	17	—	17
	増減		2	-1	0	0	0	2(-200%)	-1
計	職員数	169	163	158	156	155	155	—	155
	増減		-6	-5	-2	-1	0	-6(37.5%)	-16

(注) 1 計画期間は、17年～21年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

4 「18年1年目」については実績値、「19年2年目」以降は目標数値となっている。